

平成30年7月豪雨災害 第6次義援金の配分について

1 概要

平成30年7月豪雨災害により住家が被災した世帯及び災害により亡くなられた方のご遺族に対して、第6次義援金を配分します。

2 配分内容

	区分	既配分額	第6次配分額
人的被害	災害で死亡された方のご遺族の代表者	1人につき260万円	1人につき5万円
住家被害	住居全壊	1世帯あたり260万円	1世帯あたり5万円
	住居半壊（大規模半壊を含む）	1世帯あたり130万円	1世帯あたり2万5千円
	床上浸水	1世帯あたり26万円	1世帯あたり5千円

(注1) 人的被害による配分金と住家被害による配分金は併せて配分されます。

(注2) 世帯主の方に配分します。

3 申請・配分方法

竹原市に既に届け出ている指定口座に第6次配分額を入金します。

第6次配分金の入金予定日…令和3年7月9日（金）

問い合わせ

市民福祉部 社会福祉課 福祉係 担当：平本・伊場田

T E L 0846-22-2946 F A X 0846-22-5311